

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和元年6月3日 09時10分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第1区箱崎ふ頭10号岸壁 博多港東防波堤灯台から真方位061° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 37.7′ 東経130° 24.3′)
事故の概要	自動車運搬船すずかは、離岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	自動車運搬船 すずか、2,988トン
船舶番号、船舶所有者等	142362、藤光汽船有限公司
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか8人が乗り組み、空船状態で、船長が操船して離岸作業を開始し、右舷の前部スプリングラインを1本残した状態で右舵一杯とし、主機を前進最微速として船尾を岸壁から離し、続いてバウスタを作動させて船首を岸壁から離れた。</p> <p>本船は、船首及び船尾が共に岸壁から約10m離れたところで、船長がそのまま前進させて支障ないと思い、舵を中央、主機及びバウスタを中立として前部スプリングラインを外し、主機を前進最微速としたところ、前進行きあしとなる前に風に圧流され、右舷船尾部が岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、空船状態のとき、風に圧流されやすいので、発進前に岸壁から十分に離すべきであったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、空船状態で約5m/sの北北西風を左舷に受ける状況下、離岸作業中、船首及び船尾が共に岸壁から約10m離れたところで主機を中立としたことから、主機を前進最微速とした際、前進行きあしとなる前に風に圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、空船状態で約5m/sの北北西風を左舷に受ける状況下、離岸作業中、船首及び船尾が共に岸壁から約10m離れたところで主機を中立としたため、主機を前進最微速とした際、前進行きあしとなる前に風に圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 空船の自動車運搬船は、特に風の影響を受けやすいので、離岸作業時に風による圧流が予想される時は、主機を中立とした際の影響を考慮し、岸壁から十分な距離を離すこと。
--------------	---